

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書  
についての環境影響評価に関する公聴会記録

1 公聴会を開催した日時及び場所

(1) 日時

平成25年3月23日（土）午後1時31分から午後1時59分まで

(2) 場所

飛島村すこやかセンター 集会室

海部郡飛島村大字松之郷三丁目46-1

2 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第14条第1項に規定する準備書の  
名称

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書

3 欠席した公述人の氏名及び住所

(1) 日本科学者会議愛知支部交通問題研究委員会アセスメント部会

代表 中川 武夫

4 開会（午後1時31分）

それでは、ただいまから、愛知県環境影響評価条例の規定に基づきまして、西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書につきましての公聴会を開催いたします。

本日の公聴会の議長は、私、愛知県環境部技監の渡邊修が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、公述をお願いしたいと思います。

日本科学者会議愛知支部交通問題研究委員会アセスメント部会代表の中川武夫さんでございますが、やむを得ない事情により公聴会に出席できないことになりましたので、職員に意見書の朗読をさせるとの申出がありました。

これから、あらかじめ公述人から提出のありました意見書を職員に朗読さ

せまず。

## 5 公述人が述べた意見の要旨

### (1) 日本科学者会議愛知支部交通問題研究委員会アセスメント部会

代表 中川 武夫

(あらかじめ公述人から提出のあった意見書を職員が朗読)

#### 1 準備書への基本的姿勢の貧しさ

方法書への知事意見で「準備書の電子縦覧等について適切に対応すること。」と指摘され、やっと電子縦覧が可能となったが、非常に不親切である。まず、縦覧文書にたどり着くまでに何段階もインターネットのページを変更しなければならない。また、PDF（保護）となっていて、部分的にでもコピーしたり、印刷して打ち出すことができなくされており、単に縦覧できるだけである。これでは長大な専門的文書を分析し意見を提出することを事実上困難にする。審査委員会へは、印刷物が提供されていると思われるが、少なくとも印刷ができるようにすべきであるし、準備書の貸し出し制度を作るべきである。

準備書を意見提出期間後の1月29日に削除すると「お知らせ」には書いてあるが、事業内容、環境保全措置など、将来に向けての約束ともなるので、評価書公表までは残しておき、評価書は「永久保存して、いつでも閲覧できるようにすべきである。また、国に対し、審査者として永久保存し、誰でも、いつでもアクセスできるよう、インターネット保管庫を作るよう要請すべきである。

#### 2 事業内容の不十分・誤解させる表現

「発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減及び燃料使用量の削減を目指す」、「出力当たりの復水器の冷却水量及び取放水温度差を現状より低減し」と、出力当たりのCO<sub>2</sub>、温排水が減少することだけを記載しているが、総量は増加すること（発電能力119万kWを231.6万kWと倍増することで、CO<sub>2</sub>排出量は年間411万t-CO<sub>2</sub>が552万t-CO<sub>2</sub>に、放水量は45.3が50m<sup>3</sup>/sと増加する）を正直に記載し、予測・評価にとりいれるべきである。

「温排水の拡散面積（海表面1℃以上水温上昇範囲）を現状以下にする

ことにした。」とあるが、「温排水の拡散面積（海面下 3℃以上水温上昇範囲）は 0.3km<sup>2</sup> 増加する。」と正確に追加表現すべきである。

名古屋港を横断する海底シールドトンネルについて、東南海、南海地震によりトンネルの破断、天然ガスの引火、爆発による大気汚染、消火活動による水質汚濁など、環境への影響は十分考えられるので、本来は環境影響評価の対象とすべきである。危険な構造物は設置すべきではないが、少なくとも耐震強度、海底シールドトンネルの断面構造・深さ、燃料ガス導管の材質（強度、耐腐食性）・肉厚・腐食対策（外部電源法、流電陽極法）・凍結対策（ガスを脱水）・緊急遮断弁、トンネルと燃料ガス導管の保守点検・補修方法を事業概要として記載すべきである。

工事運搬車両台数の基になる 1 日当たりの作業時間が示していないため、その規模・環境配慮の程度、1 日の間の平準化が判断できない。例えば、飛島村の予測地点①は 5～20 時とあり、こんなに早朝から深夜まで走行させるのは異常である。

飛島村の工事用資材等の総量は約 234 万 t であり、海上輸送は約 27 万 t だけ。陸上輸送約 207 万 t はあまりにも多すぎる。方法書への知事意見を充分勘案し、さらに大胆な海上輸送への切り替えを行うべきである。衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場アセスでは知事からの同様意見を受けて「護岸工事に用いる資材の搬入は原則として海上輸送により行う」とした例を見習うべきである。

工事用資材等の搬出入について、ルート図によると名古屋方面からは国道 302 号で左折、西側からは名古屋西港線で右折。つまり、方法書で指摘した「夜間が要請限度を超えており、昼間も要請限度ぎりぎりの値である飛島…竹之郷の通行禁止」に対応して、東西約 4km は使用しないことになっている。このことを正確に文章に追加記載すべきである。

（整合性のない予測条件：）

飛島村の将来交通量の一般車両台数が計算違いである。注 3 の現況交通量に伸び率（平成 17, 22 の交通センサス）を考慮し計算すると、伸び率が正しいとして、

予測地点①は  $(15, 447+515) * 1.092 + 13, 992 * 1 + 0.000 = 31, 423$  で 31, 417 に

はならない

予測地点②は  $(8,725+83) * 1.022+6,417*1.025=15,579$  で 18,302 にはならない。

飛島村の工事車両による道路交通騒音の予測条件に間違いがある。予測地点①の昼間の現況で大型車が 12,329 台となっているが、現地調査結果では 13,329 台となっている。どちらかが間違いである。

### 3 法解釈の間違い、法逃れ

自動車騒音の要請限度について法を間違えて説明している。注では「…道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。」としているが、騒音規制法第 17 条では「…措置を執るべきことを要請するものとする。」と明記されており、要請できるという緩やかな規定ではなく、要請するものとするという義務規定である。このような理解をしているから、国道 23 号に対する交通量増加の問題に正しく対応できていないのではないか。

道路交通振動の要請限度について法を間違えて説明している。注では「…都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。」としているが、振動規制法第 16 条では「市町村長は、…道路管理者に対し…道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と明記されており、要請できるという緩やかな規定ではなく、要請するものとするという義務規定である。また、騒音のように公安委員会への要請ばかりではなく、道路管理者への要請も義務づけられている。

自動車騒音、道路交通振動の要請限度の指定状況で、国道 23 号の南側の大部分が指定されていないことになっているが間違いである。この部分は「市街化調整区域」であり、これは愛知県告示で「都市計画区域で用途地域の定められていない地域」に該当し、騒音の区域区分は「b 区域」であり、要請限度は昼間 75dB、夜間 70dB であり、振動の区域区分は「第 2 種区域」であり、要請限度は昼間 70dB、夜間 65dB である。

飛島村、知多市の工事関係車両の粉じん予測で「工事関係車両が運行する時間帯（5～20 時）の往復交通量を示す。」とあるが、こんなに早朝から

深夜まで走行させるのは異常である。工事関係車両は工業専用地域以外も通行するため、県の条例でその他の地域に適用される時間帯規制を準用し、工事工程の変更をすべきである。

飛島村の工事関係車両の大气で「予測地点①は工業専用地域のため環境基準は適用されないが、その近傍に住居が存在することから環境基準を準用して示した。」と恩着せがましい表現であるが、予測地点①の前後 1km こそ工業専用地域であるが、その 500m 南からは工業地域、500m 北からも工業地域であり、環境基準が適用される。むしろ、予測・評価地点が意図的に選定されたものである。地点を北か南 500m 移動すべきである。

産業廃棄物について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 4 条に基づき、愛知県は「あいち建設リサイクル指針」を定め、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊は 100%の再資源化率を求めている。環境保全措置で「可能な限り」では「あいち建設リサイクル指針」に反することになる。

陸域の動物相について「予備調査」を行ったことは環境影響評価法違反である。調査項目、調査方法について方法書で公表し、知事意見等を受けて必要な追加・修正をして、調査を行い、その結果を今回の準備書にまとめる制度である。事業を急ぐための事前調査は許されない。しかも「予備調査結果を補完するために、夏季（6月）の鳥類相の調査を行った。」とあり、予備調査といいながら実質は本来の調査であり「現地調査」は予備調査を補完する程度の水準に成り下がっている。環境影響評価法第 31 条では（対象事業の実施の制限）として「事業者は、第 27 条の規定による公告（評価書：筆者注）を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とされ、対象事業とは現地調査も含むとされている。

方法書への意見「…国土防災関係として保安林、海岸保全区域、河川保全区域の指定状況が示してあるが、…中央防災会議…「東南海、南海地震に関する報告」の内容、…を詳細に記載すべきである。」に対し、事業者の見解は「国土防災関係については、発電所の建設に関連して届出等が必要な地域を指定する法律を記載しました。」とあるが、この社会状況は「発電所…指針等を定める省令」で定められており、届出の必要性とは関係なく

調査するべきものである。国土防災上で重要な国が定めた活断層情報を無視することは許されない。

見解では「環境影響評価法…設備の安全性や災害による影響に関する評価は含まれていません」とあるが、法 52 条では災害復旧事業など適用除外事業を定めただけであり、今回の発電事業の安全性や災害による影響を適用除外するとは規定されていない。海底シールドトンネルについて、大地震によるトンネル破断、天然ガスの引火、爆発による大気汚染、消火活動による水質汚濁など、環境への影響は十分考えられるので、本来は環境影響評価の対象とすべきである。少なくとも耐震強度、海底シールドトンネルの断面構造・深さ、燃料ガス導管の材質（強度、耐腐食性）・肉厚・腐食対策・凍結対策・緊急遮断弁、トンネルと燃料ガス導管の保守点検・補修方法を事業概要として記載すべきである。

#### 4 予測・評価の不備

飛島村の NOx、浮遊粒子状物質について、将来交通量の一般車両台数の根拠で、「現況交通量に伸び率（予測地点①の小型車 1.092、大型車 1.000、予測地点②の小型車 1.022、大型車 1.025）を考慮した交通量を示す。伸び率は、平成 17, 22 年…（道路交通センサス）一般交通量調査（国土交通省）の結果から設定した。」とあるが、道路交通センサスの引用では、昼間と夜間の合計台数だけであり、この伸び率は確認できない。この手法を自信を持って用いるなら、道路交通センサスのまとめに車種別の台数と伸び率を追加記載すべきである。国土交通省の記者発表では「平均交通量は前回調査（平成 17 年度）から全体で 2.6%減少。」とされており、本来は、たった 5 年間の単純な伸び率ではなく、最近の交通量減少の傾向を踏まえた推計方法とすべきである。

飛島村の建設騒音の予測対象時期を音響パワーレベルの月別合成値が最大となる時期（工事開始後 5 ヶ月目）としたとあるが、敷地境界線に近い作業は個別に検討すべきである。例えば最大騒音地点にもっとも近い約 50m の C 地点は大型ブレーカ 2 台（パワーレベル 120dB）が稼働するだけであるが、1 台だけでも敷地から 20m にまで近づくと、86dB となり、規制基準値の 85dB は超えてしまう。また、工事開始後 17 か月日（振動予測）で

は大型ブレーカ 4 台を使用するため 50m 離れた敷地で 84dB にもなってしまう。

飛島村、知多市の建設騒音・振動の予測結果が、到達騒音・振動レベル最大地点の値しか示していないのは不十分である。通常的环境影響評価にならない平面図に等騒音レベル線を記載すべきである。少なくとも敷地境界線の主たる地点の予測結果を記載し、工事方法、工程が問題ないかを確認できるようにすべきである。新名古屋火力発電所の環境影響評価で建設騒音予測で規制基準値を超える値を秘匿し、準備書段階の指摘で大あわてで対策を追加した経歴から、こうしたことを繰り返さないために等騒音レベル線は必須である。

飛島村、知多市の道路交通振動予測の計算式は追跡確認ができない。 $\alpha \delta$  : 路面の平坦性による補正值はどんな値を用いたのか。実測はしなかったのか。 $\alpha i$  : 距離減衰値は、定数 a, b, c, d をどう用いて計算したのか。

飛島村の建設機械の稼働に伴う振動の予測結果で到達振動レベル最大地点は間違いである。H 地点（放水設備設置工事）では、7m 点での振動レベルが 82dB もあるサンドパイル打機を 2 台用いるため、南側 30m の事業実施区域では 76.7dB となり、A 地点横の到達振動レベル最大値の 69dB より大きくなる。

飛島村の水温・塩分分布調査を春、夏、秋、冬に行ったとされているが、調査日時は中部電力の発電所の稼働状況が最大に近い月日を選んで調査すべきである。少なくとも水温等に大きな影響を与える飛島の西名古屋、知多、知多第 2、新名古屋、川越火力発電所などの位置を明記した上で、それぞれの稼働状況を併記すべきである。

飛島村の水質汚濁防止膜による除去率を 50% もあることで予測しているが、過大な見込みである。衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業では固定式垂下型と固定式自立型の 2 種類の水質汚濁防止膜を設置することでやっと除去率を 50% としている。今回は垂下型だけであり、除去率がそんなに高いはずがない。

飛島村・供用時の動物の予測結果で、動物プランクトン、魚卵・稚仔については「冷却水の復水器通過により、多少の影響を受けることも考えら

れるが、…周辺海域に広く分布していることから、…影響は小さいものと予測する。」とあるが、取水量を1割増加させる計画であり、庄内川の年平均流量 26.59m<sup>3</sup>/s の倍近い水量を取水することが「多少の影響を受けることも考えられる」という評価は常識的にもおかしいし、何の証明・予測もない。

施設の稼働（温排水）の評価で、「温排水の拡散面積（海表面 1℃以上水温上昇範囲）を現状以下に低減する、…生息環境の変化の程度は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。」とあるが、海面下 2m で 3℃以上の水温上昇範囲は 0.3km<sup>2</sup> 増加することを隠した評価である。

飛島村、知多市での工事中、供用時の産業廃棄物の種類及び量が示してあるが、それぞれの発生量の根拠がどこにも示されておらず、発生量が妥当かどうかの検討もできない。

飛島村での工事の評価で「発電電力量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量は、現状の 0.642kg-CO<sub>2</sub>/kWh から 0.341 kg-CO<sub>2</sub>/kWh と大幅に低減し、十分低い水準となっている」とあるが、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」では、2020 年に 1990 年 8,218t-CO<sub>2</sub> の 15%減を達成するため、電気の排出係数（発電電力量当たり）0.474kg-CO<sub>2</sub>/kWh を 2020 年には 0.371kg-CO<sub>2</sub>/kWh と想定している。西名古屋火力の排出係数を減少させることで、中電全体としての排出係数がどれだけになるかを記載すべきである。

知多市での工事による動物（ハヤブサ）の予測結果で、「知多第2火力発電所…ハヤブサが利用している集合煙突は対象事業実施区域外であり、…繁殖地への影響はないものと予測する。」、「…採餌場として利用している可能性がある。…一時的に樹林・草地の一部が失われるが、その面積は限られており、原状復旧することから、…影響はほとんどないものと予測する。」とあるが、立杭と集合煙突は約 400m 離れているだけであり、ハヤブサの全飛翔経路でもこの立杭上空を通過しており、繁殖地へは「影響はない」との予測結果は表現上も間違っている。少なくとも給餌への「影響はほとんどない」に修正し、更なる環境保全措置を検討すべきである。

## 5 環境保全措置の不足



飛島村、知多市の工事中大気及び飛島村の供用時の環境保全措置について、意見に対する見解で「当社は「要綱」に基づき、貨物運送事業者等に対し、車種規制非適合車を使用しないことを求めます。」とあることを追加記載すべきである。

飛島村の工事関係車両は、伊勢湾岸自動車道の利用を促進する、とあるが、利用を促進するための基準を、工事現場から 20km 以上の工事車両は伊勢湾岸自動車道を使用するなどと定めて記載すべきである。このままでは言葉倒れになる。

飛島村の工事中大気環境保全措置で「工事関係車両は、伊勢湾岸自動車道の利用を促進し…一般道における工事関係車両台数を低減する。」とあるが、伊勢湾岸自動車道を使用するのは 300 台/日だけであり全体の 930 台/日の 1/3 にもならないことを明記し、もっと大胆なルート振り替えを指示すべきである。

施設の稼働（温排水）の評価で、「温排水の拡散面積（海表面 1℃以上水温上昇範囲）を現状以下に低減する、…生息環境の変化の程度は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。」とあるが、海面下 2m で 3℃以上の水温上昇範囲は 0.3km<sup>2</sup> 増加することを隠した評価である。冷却効率の更なるアップなど、事業者のとりうる環境保全措置を検討すべきである。

飛島村・供用時の温室効果ガス等で「発電用燃料に天然ガスを使用」、「高効率コンバインドサイクル発電方式の採用」があるが、措置の効果として「発電電力量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量を低減できる」とあるだけである。西名古屋火力全体での CO<sub>2</sub> 排出量は 411 万 t-CO<sub>2</sub> から 552 万 t-CO<sub>2</sub> に増加することを明記したうえで、大気（NO<sub>2</sub>、浮遊粒子状物質）予測と同様に愛知県内の 2009 年度排出量 7,500 万 t-CO<sub>2</sub> に対する比率を示し、その比率の高すぎることを、環境保全措置として、地球温暖化対策の推進に関する法律の新規植林・再植林 CDM 事業によるクレジットの補填手続などを追加すべきである。

## 6 事後監視の不備

環境監視計画が環境保全措置の後に突然掲げられているが、環境影響評

評価法に基づく「発電所…指針等を定める省令」により、①予測の不確実性の程度が大きい、②効果に係る知見が不十分、③工事実施中、供用開始後に環境保全措置の内容をより詳細なものにする、④代償措置による効果、知見を踏まえ必要と認められる場合、これらのいずれかに該当する場合で、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは「事後調査を行うものとする。」と定められている。この事後調査に該当するものが以下のように多々あるため、必要な項目については、事業者の自主的な環境監視計画ではなく、環境影響評価法に基づく事後調査に切り替え、「事後調査の項目及び手法、事後調査の結果の公表の方法」も明らかにすべきである。

飛島村・工事中、供用時の大気環境（NO<sub>x</sub>、SPM、粉じん、騒音・振動）で「自動車専用道路の利用促進」があるが、利用促進の基準もないため、③工事実施中、供用開始後に環境保全措置の内容をより詳細なものにするに該当する。また、利用しない業者の確認方法もないため、①予測の不確実性（自動車専用道路利用台数の減少）に該当するため、事後調査・公表を行うべきである。

飛島村・工事中、供用時の大気環境（NO<sub>x</sub>、SPM、粉じん等）で、方法書への意見に対する見解のとおり車種規制非適合車を使用しないことを追加記載するとともに、その遵守状況確認が未確定であり、①予測の不確実性（予測条件の排出源単位の増加）に該当するため、事後調査・公表を行うべきである。

飛島村・工事中、供用時の動物で「新たに整備する緑地は…将来の発電所敷地の北西側にまとまった面積を確保する。」とあり、工事中は何の環境保全措置もないが、4年間以上伐採したままではなく、移植するなどの環境保全措置を追加し、②効果に係る知見が不十分に該当するため、事後調査・公表を行うべきである。

飛島村・供用時の動物で「緑地面積の確保」、「周辺緑地と連続した緑地の整備」、「動物の生息基盤に配慮した緑地の整備」があるが、いずれも緑地としての完成時期や効果が不明なため、①予測の不確実性（何年後に動物に適した緑地になるのか）、②効果に係る知見が不十分（どの程度の効果

があるかは実態調査でしかわからない。)に該当するため、事後調査・公表を行うべきである。

## 6 閉会（午後1時59分）

以上で予定しておりました公述はすべて終了いたしました。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

みなさまのご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書についての公聴会を閉会いたします。

## 7 その他

(1) 公述の申出者1名を公述人として選定した。

(2) 環境影響評価に関する公聴会規則（平成11年規則第81号）第16条において準用する同規則第11条第2項の規定により、公述人がやむを得ない事情により公聴会に出席できないと認め、あらかじめ公述人から提出のあった意見書を職員に朗読させた。

(3) 傍聴人の数 11名

以 上

平成25年3月26日

記録署 名人 議長 渡 邊 修